

尾張徳川家江戸屋敷と家臣〈外宅〉

渋谷 葉子

はじめに

一 武家の「外宅」

- (一) 「外宅」の意味
- (二) 武家史料にみる「外宅」の事例
- (三) 尾張家における「外宅」の事例

二 尾張家家臣〈外宅〉の仕様

- (一) もうひとつの「外宅」Ⅱ〈外宅〉
- (二) 描かれた〈外宅〉
- (三) 〈外宅〉の敷地
- (四) 〈外宅〉の様相

三 尾張家家臣〈外宅〉の展開

- (一) 〈外宅〉の成り立ち
- (二) 〈外宅〉居住の家臣たち
- (三) 「外宅」と〈外宅〉

おわりに

はじめに

大名家臣の江戸における住居は、基本的には主家の所持する江戸屋敷内に設けられた「長屋」であった。尾張徳川家(以下、尾張家とする)においても、家臣のほとんどが江戸屋敷内に設けられた長屋に居住した。しかし尾張家にはそれ以外に、〈外宅〉と称される住宅に居住した家臣が存在した事実が見出された^①。

本稿では、この〈外宅〉という尾張家江戸屋敷における家臣の居住形態について、あり方を検討していく。さらに判明したもようから、〈外宅〉の展開した要因もたらされた結果について、尾張家江戸屋敷の推移に位置づけて理解することを試みる。

一 武家の「外宅」

(一) 「外宅」の意味

手近で調べることができる国語辞典で「外宅」の語を載せるのは、管見の限り『日本国語大辞典』が唯一である。これによれば、読みは「がいたく」で、その意としては、「本宅のほかについた家。また、そこに住むこと。また、親元などを出て、別の所に住むこと。別宅。別邸。」とある。武家や武家屋敷に関わる意味は、特には記載されていない。

しかし武家の史料から見出された「外宅」の語には、右のような「本宅のほか」に加えて、特有の意味合いがあったことが窺える。

(二) 武家史料にみる「外宅」の事例

まずは武家史料のなかに見出された二つの「外宅」の事例を検討して、そのあり方を整理する。

ひとつめは紀州徳川家(以下「紀州家」とする)の事例で、慶応四年(一八六八)五月、江戸に常住する定府家臣の早急な帰国を厳命した大総督府参謀に対して、紀州家がその猶予を求めて、定府家臣の居住の現状を述べた一節である。

【史料1】「南紀徳川史卷之三十六 当公第十一」慶応四年五月三日条⁽³⁾

(前略)柳「抑力」江戸常府ノ儀ハ古来ヨリノ制ニテ、御親藩ハ勿論他

藩他家ニ比シテ非常ノ多人数、加之近世猶更増加、赤坂・麴町両邸内

ハ勿論、芝・浜町・千駄ヶ谷・渋谷ノ各邸内ニモ住居、猶外宅ト称シ、邸外四谷・赤坂・青山権田原等ニ散在住居ノ面々、大凡六百戸余、(後略、「内・傍線とも引用者、以下同」)

紀州家家臣の定府(常府)は古来よりの制度で、その数は他の大名家に比べて甚だ多く、加えて近年もなお増加しており、赤坂(中屋敷、当時は居屋敷)・麴町(上屋敷)の両屋敷の内にはもちろん、芝(下屋敷)・浜町(蔵屋敷)・千駄ヶ谷(抱屋敷)・渋谷(下屋敷)の各屋敷の内にも住居し、さらに「外宅」と称して、屋敷外の四谷・赤坂・青山権田原などに住居する者たちが約六〇〇戸余ある、というのである。切絵図「四ッ谷千駄ヶ谷内藤新宿辺絵図」の紀州家赤坂中屋敷近くには「〇此辺紀伊殿御家来多シ」と書き込みがあり、紀州家屋敷外の近辺にその家臣が多く居住していたことが確認される。⁽⁴⁾

すなわち、右から紀州家における「外宅」のあり方を整理すると、第一に定府家臣の居住形態のひとつである、第二に紀州家の所持屋敷のほかである、第三に専ら紀州家屋敷周辺に所在する、ということになる。

続いてふたつめは、御家人から旗本に出世して勘定奉行にまで昇進し、海防掛も務めて活躍した幕末の能吏、川路聖謨の記文に見出された事例である。それは隠居後、孫の当主太郎に屋敷居宅に関する一家言を書き遺したもので、川路は「高分遙におとりたる屋敷に居へし」との信念を實踐して、昇進してもなお評定所留役の時に獲得した小石川船河原橋角一六〇坪の拝領屋敷に住み続けていた、その結果生じた現象であった。

【史料2】「川路聖謨遺書」のうち「廿三 屋敷居宅のこと」(安政六・一八五

九年一月二八日記)

(前略)しかるに佐渡奉行被仰付候而、宅に厩難出来、近辺へ馬を預置、

供揃之節は牽、馬沓かこの類は門前に置、家来は多分外宅也、(後略)

そうしたうちに佐渡奉行を命じられて、居宅に厩を設けるのが困難で馬は近所に預け置き、家臣も大多数が「外宅」だったという。つまり川路の居屋敷は、もはや狭すぎて厩も家臣の住居(長屋)も建てる余地がなく、家臣はほとんどを「外宅」とさせざるを得なかった状況と理解される。

したがって川路家における「外宅」は、第一に家臣の居住形態であること、第二に川路家の居宅のほかであること、と整理される。

以上二つの事例から、武家にまつわる場合の「外宅」とは、その家臣の居住形態のひとつで、主家の所持屋敷でないところに居住する意、と整理される。

(二) 尾張家における「外宅」の事例

こうした意の「外宅」は、尾張家にも見出される。

安政三年(一八五六)頃に幕府屋敷改がまとめたとされる江戸の武家屋敷台帳「諸向地面取調書」⁶⁾には、尾張家家臣へ「貸置」と注記された幕臣屋敷が二〇筆、「地借」と注記されたが組屋敷が二筆確認される。それらは専ら市谷・牛込・四谷・大久保といった尾張家の市谷・戸山屋敷周辺に所在しており、尾張家家臣の「外宅」だったとみられる。

また尾張家の御小納戸方が作成した「江戸御小納戸日記」にも「外宅」に関わる記事が見出され、うち「外宅」を望む者が提出した願書には、理由・場所と仕様が記されている。⁷⁾その記述によれば、理由は出願者それぞれだが、場所はほぼ尾張家屋敷近辺、仕様については、敷地はほとんどが幕臣屋敷や組屋敷を借地したもので、稀に購入した抱屋敷もあり(後出【史

料5)、家作は何れの場合も自弁であったことが判明する。そしてこうした「外宅」に伴う費用を賄うために、出願者は尾張家へ手当金の下賜や入用金の貸付を併願したのであった。

二 尾張家家臣(外宅)の仕様

(一) もうひとつの「外宅」≡「外宅」

さらに尾張家の場合、述べてきた「外宅」の仕様と多少異なる、もうひとつのあり方があった。ここからはそれを(外宅)と表記して、「外宅」と区別することとする。

(外宅)が見出された端緒は、尾張家の定府家臣であった平野知雄(定右衛門)が著した「戸山御邸見聞記 志御邸内」⁸⁾という随筆に綴られた絵図にあった。図1「安政六未年御類焼比之略図」はそれをトレースしたもので、尾張家が所持した戸山屋敷が安政六年(一八五九)二月、類火に遭った頃と同屋敷東方へ南方一帯を描いている。

注目したいのは、図中の(外宅藩士)や(外宅某)と記された屋敷地で、それは計六筆が確認される(図1中網掛け)。(外宅)とあることから武家家臣の住居と考えられ、またこれを描いた平野は尾張家家臣で、さらに何れも尾張家市谷・戸山屋敷近くに所在しており、したがって尾張家の家臣が居住したものと想定される。

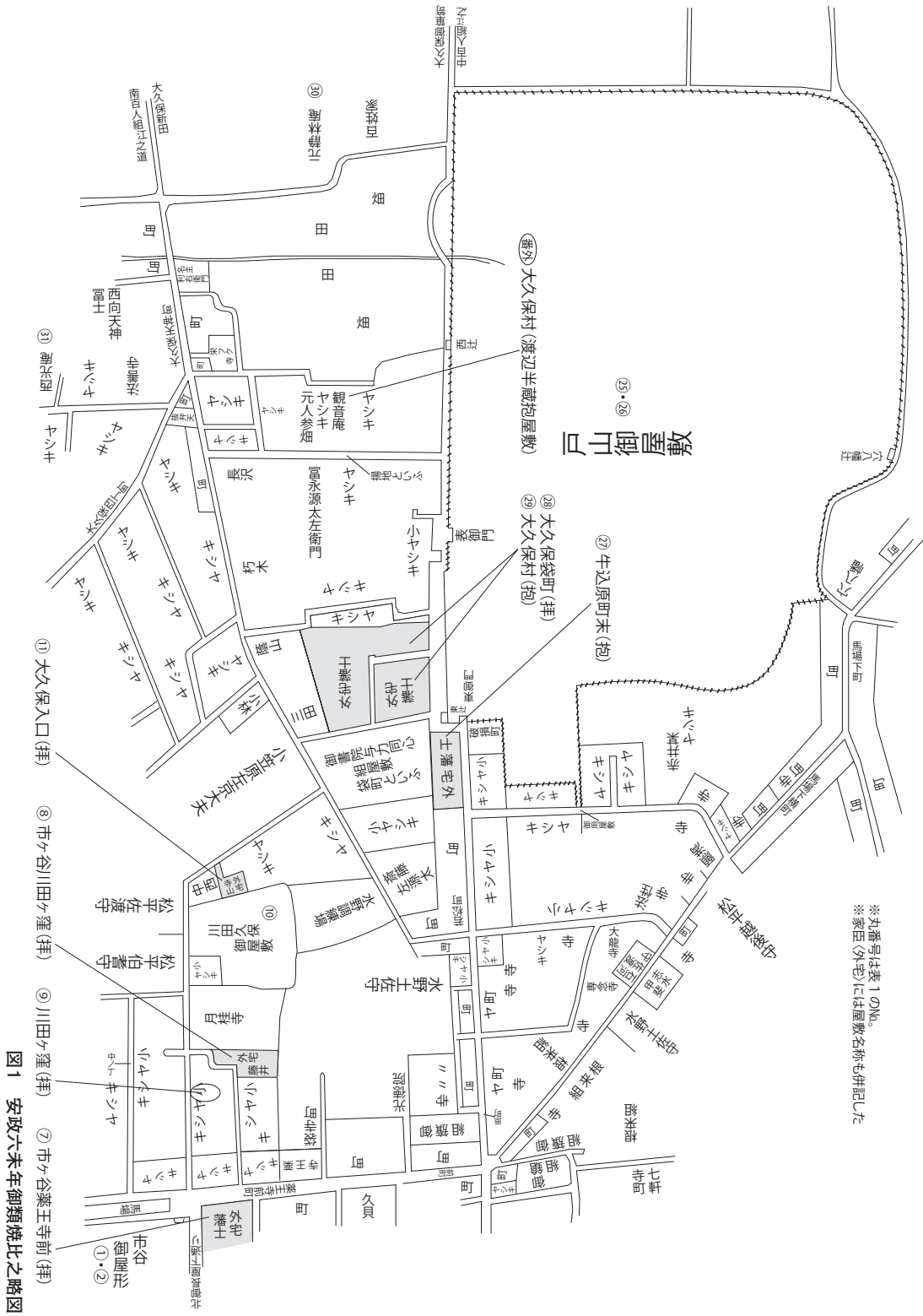


図1 安政六未年御類焼比之略図

- ⑦ 市ヶ谷葉王寺前(拜)
- ⑧ 市ヶ谷川田ヶ窪(拜)
- ⑨ 川田ヶ窪(拜)
- ⑩ 松平伯耆守
- ⑪ 大久保入口(拜)
- ⑫ 大久保新田
- ⑬ 大久保新田
- ⑭ 大久保新田
- ⑮ 大久保新田
- ⑯ 大久保新田
- ⑰ 大久保新田
- ⑱ 大久保新田
- ⑲ 大久保新田
- ⑳ 大久保新田
- ㉑ 大久保新田
- ㉒ 大久保新田
- ㉓ 大久保新田
- ㉔ 大久保新田
- ㉕ 大久保新田
- ㉖ 大久保新田
- ㉗ 大久保新田
- ㉘ 大久保新田
- ㉙ 大久保新田
- ㉚ 大久保新田
- ㉛ 大久保新田
- ㉜ 大久保新田
- ㉝ 大久保新田
- ㉞ 大久保新田
- ㉟ 大久保新田
- ㊱ 大久保新田
- ㊲ 大久保新田
- ㊳ 大久保新田
- ㊴ 大久保新田
- ㊵ 大久保新田
- ㊶ 大久保新田
- ㊷ 大久保新田
- ㊸ 大久保新田
- ㊹ 大久保新田
- ㊺ 大久保新田
- ㊻ 大久保新田
- ㊼ 大久保新田
- ㊽ 大久保新田
- ㊾ 大久保新田
- ㊿ 大久保新田

(二) 描かれた〈外宅〉

そこで試みに、戸屋敷の「東御門」前の「外宅藩士」とある屋敷地三筆について、図2「略図・沿革図書・切絵図対照」を作成した。Aは図1から該当部分を抽出したもの、Bは幕府普請方作成の「御府内場末往還其外沿革図書」のうち該当部分を含む図、Cは尾張屋敷の切絵図「牛込市谷大久保絵図」から該当部分を抽出したものである。なおA・CはBの描写域と概ね同範囲としてある。

まずAとBを対照すると、Aの「外宅藩士」とある敷地は、Bでは東から「尾張殿抱屋敷」、「尾張殿」、「尾張殿簾中御年貢抱屋敷」となっており、それらは順に、牛込原町末、大久保袋町、大久保村、と呼ばれる尾張家が所持する屋敷地であった。つまりAの「外宅藩士」の敷地は、何れも尾張家の所持する拝領屋敷および抱屋敷だったことが明らかとなる。

続いてA・BをCに対照すると、A・Bでは一纏まりの屋敷地がCでは複数に区画されて、その各々に人名が記されている。切絵図は実地踏査によって作成され、屋敷地に記入された人名は実際そこに住んでいる者の氏名となっている点が特性である。したがって前の想定に基づけば、記されているのは尾張家家臣の氏名ということになるが、それらを尾張家家臣の履歴書「藩士名寄」で検索したところ、果して人物がほぼ特定された(後出、表1のNo.27・28・29参照)^⑪。

つまり、図1に描かれた「外宅藩士」の屋敷地三筆は尾張家が所持したもので、そこには尾張家家臣が居住していた。

図1に描かれた残り三筆の「外宅」についても、「御府内場末往還其外

沿革図書」に対照すると何れも「尾張殿」と記された同家の拝領屋敷で、それらを「牛込市谷大久保絵図」に対照すると1〜数名の人名が記された屋敷地となっており、その名もまた概ね尾張家家臣と特定された(後出、表1のNo.7・8・11参照)。

以上から、〈外宅〉は尾張家家臣の居住形態のひとつで、主家である尾張家が所持する屋敷地に家臣が居住するあり方、と整理される。

(三) 〈外宅〉の敷地

ここからは〈外宅〉の仕様について、まず敷地のあり方を検討する。

【史料3】「藩士名寄」第二二冊のうち「中田一之介(二右衛門)」^⑫

(前略)

一、同「安政」三辰四月十一日、今晚拝借地居宅より出火、類焼も有之、恐入差扣之儀相伺候付差扣可罷在旨、

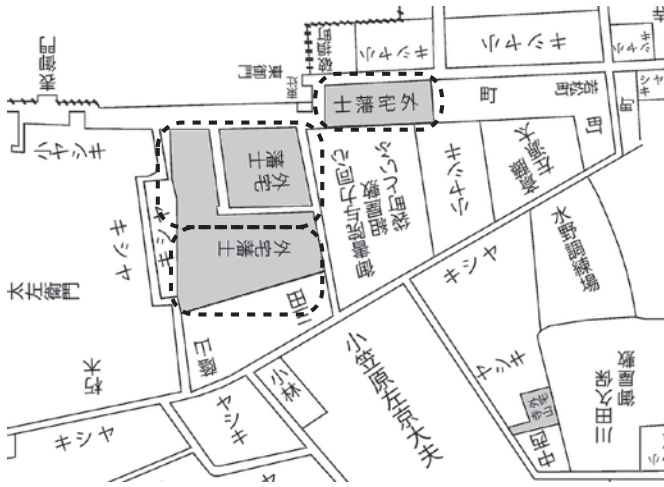
一、同年同月「安政三年四月」十八日、差扣被相解、

(後略)

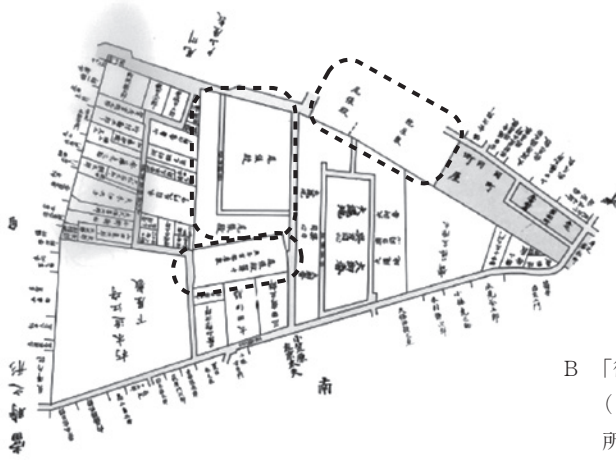
【史料4】「斎藤月峯日記」安政三年四月一日条^⑬

同「安政三年四月」十一日、今晚八時頃、牛込若松町火事、組やしき焼込一丁余、

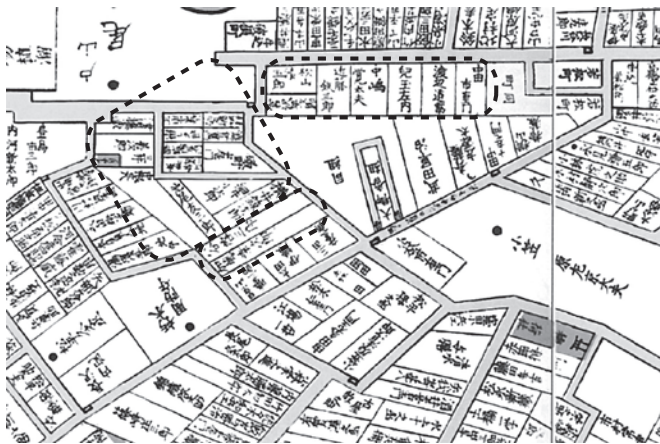
まず【史料3】は安政三年四月一日の夜明け方、尾張家家臣中田一右衛門の居宅から出火し、類焼もあったので同人は差し控えとなり、同月一八日にそれが解かれたという。中田の居宅は、場所は明記されていないが「拝借地」とあり、その言葉遣いから尾張家よりの借地だったと推定される。



A 「安政六未年御類焼比之略図」
(図1の部分、一部加筆)



B 「御府内場末往還其外沿革図書」嘉永5年
(『地図で見る新宿区の移り変わり』牛込編)
所収、一部加筆)



C 尾張屋板「牛込市谷大久保絵図」安政4年
(『同上』所収、部分、一部加筆)

図2 略図・沿革図書・切絵図対照

次いで【史料4】は、【史料3】と同じ安政三年四月二日の夜明け方、牛込若松町の火災が延焼したという記録である。牛込若松町は図2「略図・沿革図書・切絵図対照」で位置が確認され、それはAの戸山屋敷「東御門」東向かいの「藩士外宅」Ⅱ（外宅）の牛込原町末抱屋敷東側に接する「若松町」で、同位置がBでは「牛込若松町年貢町屋」、Cでは「若松町」となっており間違いはない。

そこで注目されるのが、Cの「若松町」西側に接した「中田市右衛門」と記された屋敷地で、名前の一字が異なるものの、これが中田一右衛門の「拝借地居宅」だったと判断される。すなわち【史料3】と【史料4】によれば、中田居宅の失火と牛込若松町の火災は同日のほぼ同時刻の出来事であり、失火が隣接地に延焼したものと理解するのが順当だからである。加えて図2のCは失火の翌年、安政四年の板行で年代的にも矛盾はない。「中田市右衛門」の屋敷地は、位置的に（外宅）である尾張家の牛込原町末抱屋敷東端に当り、これが中田一右衛門の「拝借地居宅」ということになる。つまり中田は（外宅）の一区画を尾張家より「拝借」していた、言い換えれば（外宅）は、尾張家から家臣に貸し与えられたものだったと判断する¹⁴。

（四）（外宅）の様相

前述のように、切絵図の作成は実地踏査によるため、屋敷の居住者のみならず、屋敷地個々の様相も実際のもようが描写されたとみてよい。そこで図2のCの三筆の（外宅）——牛込原町末・大久保袋町・大久保村の各屋敷——の描写から、その様相の実態を導き出してみたい。

尾張徳川家江戸屋敷と家臣（外宅）

まず（外宅）であった屋敷地は、牛込原町末が7区画、大久保袋町が13区画、大久保村が2区画に、短冊状に分割されているが、三筆の（外宅）それぞれの全体を圍繞するような施設の存在は見受けられない。

さらに短冊状の各区画は、すべて道敷に面して設定されている。江戸図では屋敷の表門のある方角に名前の頭を向けて記入する慣習があり、三筆の（外宅）の場合は全区画が道敷方向に名前の頭を向けて記載されている、つまり表門はすべて道敷に面していたことが読み取れる。

そして（外宅）の各区画が描かれたもようは、周囲の幕臣屋敷の描写と何ら変るところがなく、何れも同じような外観を呈していたことが窺える。以上から（外宅）は、区画個々がすべて外部へ表門を開いた屋敷構えで建ち並んでいたものと考えられる。

なお各区画内の家作については、「外宅」同様、居住する者の自弁であった（後出【史料5】）。

三 尾張家家臣（外宅）の展開

（一）（外宅）の成り立ち

表1「尾張徳川家江戸屋敷一覧及び切絵図対照」¹⁵は、「諸向地面取調書」記載の尾張家に関わる江戸屋敷四四筆（No①）¹⁶・番外¹⁶について、各所在を「御府内往還其外沿革図書」・「御府内場末往還其外沿革図書」¹⁷で特定し（表1中「沿革図書」記載）欄、それらを切絵図に対照して各敷地に記載された氏名を抽出した（同「切絵図記載」欄）。さらにその氏名を「藩士名寄」で検索して該当する人物を特定し（同「該当者」欄）、切絵図の年代当時に

切絵図記載	該当者	該当者の切絵図板行年代における禄高(家禄)・役職・勤仕形態
A 尾張殿/B 尾張殿	—	—
A 松村新兵衛/B 松村新兵衛	松村新兵衛	1,200石(300石)・御勘定奉行・定詰
A 天野藤十郎/D 尾 天野藤十郎	天野藤十郎	1,200石(1,000石)・御用人・定詰
A 間瀬権右衛門/D 同(尾) 間瀬権左衛門	間瀬権右衛門	400石(200石)・御目付, 貞慎院様御用人, 御広敷御用人兼・定府
A 佐枝将監/D 同(尾) 佐枝将監	佐枝将監	3,000石(1,000石)・年寄加判・定詰
A 安藤空之助/B(道敷)	—	—
A イシ 田中政太郎/B イシ 田中	田中雅太郎	250石(200石)・奥御医師・定府
A(空白)/B(空白)→首藤金助	なし	—
A 青木彦六/B 青木孫六	青木彦六	120俵(30俵)・御広敷御玄閑詰・定府カ
A 広田金蔵/B 石尾式部→広田小弥太	広田小弥太	200俵(30俵)・中奥御小性・定府
A 鈴木内蔵/B 鈴木内蔵	鈴木内蔵	300石(300石)・御先手物頭・定府
A 鈴木弾正/B 鈴木弾正	鈴木弾正	3,200石(3,200石)・御側御用人・定府
A イシ 渡辺昌庵/B 渡辺昌庵	渡辺昌庵	300石(300石)・奥御医師・定府
A イシ 中島三叔/B 中島三叔	中島三叔	87俵(30俵)・御番御医師・定府
A 鈴木織部/B 鈴木織部	鈴木織部	300石(250石)・御目付・定詰
E 藤井伊左衛門/F 藤井伊左衛門	(特定不能)	—
E 山本健之丞/F 山本健之丞	山本健之丞	200石(100石)・御右筆組頭・定府
E 尾州殿 中/F 尾州殿	—	—
E 寺山虎助兵衛/F 寺山虎助兵衛	寺山虎助兵衛	300石(100石)・勤向無之候付御普請・定府
E 広瀬七左衛門/D 広瀬舎人	広瀬舎人(七左衛門)	400石(350石)・貞慎院様御用人・定詰
C 津田織之助/D 尾 津田織之助	なし	—
C 平岩/D 尾張藩中	(特定不能)	—
C 野崎兵之助/D 尾州藩中	なし	—
C 桜井作之進/D 尾 桜井作之進	桜井作之進	200俵(80俵)・撰津守様御用人並・定詰
A(広道)/D 火除地	—	—
—	—	—
C 前田勘四郎・長尾四郎兵衛/D 前田甚四郎	長尾四郎兵衛	100俵(100俵)・御書院番・定府
C 久能/D 久坂	(特定不能)	—
C 久能/D 日下	(特定不能)	—
C 和田/D 浅井	(特定不能)	—
—	—	—
G 中川宗八/H 中川宗八	中川惣八	250俵(50俵)・留書頭・定詰
G 福田勘兵衛/H 福田勘兵衛	なし	—
C 尾張殿/D 尾張殿	—	—
C イシ 中島/D(敷地なし)	中島三伯	56俵(56俵)・寄合御医師・定府
C イシ 浦井/D(敷地なし)	浦井宗徳	300石(300石)・寄合御医師・定府
C 浦井/D 尾 浦井	(特定不能)	—
C 丑田/D 尾 丑田	牛田源十郎	200俵(42俵)・御馬預・定府
C イシ 石川/D 尾 イシ 石川	石川安正	250俵(30俵)・奥御医師・定府
I 尾張殿/J 尾張殿	—	—
E 戸山 尾州殿 下/F 戸山 尾州殿	—	—
E 中田市右衛門/F 中田市右衛門	中田一右衛門	45石・9人扶持(不詳)・御納戸・定府
E 渡辺道需/F 渡辺道需	渡辺道需	285俵(125俵)・奥御医師・定府
E 兎玉左内/F 兎玉左内	兎玉左内	250俵(113俵)・撰津守様御用人並・定府
E 大塚与右衛門/F 大塚与右衛門	大塚与右衛門	400俵(125俵)・西丸御城附・定府
E 近藤鉄三郎/F 近藤鉄三郎	近藤鉄三郎	85俵(85俵)・御役儀御免御馬廻組・定府
E 松山清五郎/F 松山清五郎	松山清五郎	100俵(50俵)・長閑炉裏御番・定府
E 宮沢平次郎/F 宮沢平次郎	宮沢平次郎	300俵(30俵)・御先手物頭格・定府

表1 尾張徳川家江戸屋敷一覧及び切絵図対照

No.	屋敷種別	屋敷名称	坪数 (坪・合・勺)	獲得方法(獲得年)/備考	「沿革図書」記載
①	上屋敷	市ヶ谷	75,205.30	拝領(明暦2・3,明和4)/一部役屋敷	尾張殿
②	抱屋敷	市ヶ谷	5,939.00	買得(寛文3・6)/市谷上屋敷地続に付一囲	
③	拝領屋敷	市ヶ谷左内坂	194.00	相對替(寛政11)/馬建所	尾張殿
④	拝領屋敷	牛込達坂	388 余	相對替(文政12)	尾張殿
⑤	拝領下屋敷	市ヶ谷加賀屋敷土取場	160.00	相對替(天保12)/一部返上(弘化3)の残地	(尾張家獲得後の絵図なし)
⑥	拝領屋敷	市ヶ谷加賀屋敷	2,475 余	相對替(宝暦8,文化2・12,文政4,天保4,嘉永4)・ 拝領(文政4)	尾張殿
⑦	拝領屋敷	市谷薬王寺前	1,260.00	相對替(文政4)	尾張殿
⑧	拝領屋敷	市ヶ谷川田ヶ窪	400.00	相對替(天保15)	尾張殿
⑨	拝領屋敷	川田ヶ窪	300 余	相對替(文政5)	尾張殿
⑩	拝領屋敷	川田ヶ窪	7,700.00	相對替(宝永2)	尾張殿
⑪	拝領屋敷	大久保入口	500.00	相對替(天保4)/川田久保とも	尾張殿
⑫	拝領下屋敷	市ヶ谷新本村	360 余	相對替(天保9)/市谷新本村谷町上とも	尾張殿
⑬	拝領屋敷	市ヶ谷本村	1,320.00	相對替(寛政5・6)	尾張殿
⑭	拝領屋敷	四ッ谷御門外御堀端石 原定五郎上地 (市谷本村屋敷裏隣)	500.00	拝領(弘化3)/市谷本村拝領屋敷地続に付一 囲(四ッ谷御門外御堀端は錯誤、正しくは尾 張家市谷本村屋敷裏隣)	(尾張家獲得後の絵図 なし)
⑮	拝領屋敷	市ヶ谷田町四丁目	719 余	拝領(文政5)/火除地	火除明地
⑯	拝借地	市ヶ谷	480.00	借地(不詳)/場所不明	(場所不詳)
⑰	拝領屋敷	市ヶ谷田町御堀端	176.00	相對替(文政11)	尾張殿
⑱	拝領屋敷	四ッ谷北伊賀町	456 余	相對替(文政10)	尾張殿
⑲	拝領屋敷	四ッ谷伝馬町	169 余	相對替(文政9)	尾張殿
⑳	道式地	四谷坂町	229.50	不詳(不詳)/場所不明	(場所不詳)
㉑	拝領添屋敷	表六番町大手通	500.00	相對替(天保3)	尾張殿
㉒	拝領中屋敷	四ッ谷御堀端	1,417 余	拝領(寛永14?)	尾張殿
㉓	拝領屋敷	四ッ谷仲町	916 余	不詳(不詳)	尾張殿
㉔	拝領屋敷	麴町拾町目	17,870.40	拝領(寛永14)	尾張殿
㉕	拝領下屋敷	和田戸山	85,018.00	拝領(寛文11)	尾州戸山屋敷
㉖	抱屋敷	和田戸山	51,263.50	買得(寛文8・9,延宝元・3・5・7,元禄8,寛延元)/ 戸山下屋敷地続に付一囲	抱屋敷・抱地
㉗	抱屋敷	牛込原町末	1,559.00	買得(享保12)/戸山抱屋敷地続に付一囲,元 原町御老中屋敷	尾張殿・抱屋敷

切絵図記載	該当者	該当者の切絵図板行年代における禄高(家禄)・役職・勤仕形態
E横井鎌次郎/F横井鎌次郎	横井鎌次郎	85俵(85俵)・御馬廻組・定府
E細井小次郎/F細井小次郎	なし	—
E池尾友三郎/F池尾友三郎	池尾友蔵	104俵(50俵)・御納戸・定府
E武ノ新左衛門・三輪六郎・中根三八/F中根三八	武野新左衛門	900石(350石)・御用人・定府
	三輪六郎左衛門	150石(100石)・中奥御小性・定府
	中根三八郎	85俵(85俵)・新御番・定府
E三井善次郎/F三井善次郎	三井善次郎	30俵(30俵)・御馬廻組・定府
E津田藤蔵/F津田藤蔵	津田東蔵	150石(150石)・御広敷番之頭・定府
E上田忠兵衛/F上田忠兵衛	上田忠兵衛	56俵(56俵)・御役儀御免寄合・定詰
E山田七之助/F山田七之助	山田七之介	30俵(30俵)・御書院番・定府
E五十嵐作左衛門/F五十嵐作左衛門	五十嵐作左衛門	400俵(30俵)・四谷家御番頭御用人兼・定府
E永井兵右衛門/F永井兵右衛門	永井兵右衛門	350俵(不詳)・御先手物頭・定府
E磯野半左衛門/F磯野半左衛門	磯野半左衛門	450石(150石)・御本丸御城附・定府
E渋谷三右衛門/F渋谷三右衛門	渋谷三右衛門	400石(150石)・貞慎院様御用人・御広敷御用人兼、御目付・定府
E拝郷新之助/F拝郷新之助	拝郷新之助	200石(100石)・中奥御小性・定府
E谷啓五郎/F谷啓三郎	谷砂五郎	300俵(30俵)・御先手物頭・定府
E加藤幸次郎/F加藤幸次郎	(特定不能)	—
E精林庵/F精林庵	—	—
E西光庵/F西光寺	—	—
E尾州殿 下/F尾州殿	—	—
K尾州殿/L尾張殿	—	—
C渡辺半蔵/D尾州 渡部半蔵	渡辺半蔵	10,000石(10,000石)・一・加判(万石以上年寄)
M尾州殿/N尾張殿	—	—
O尾州殿/P紀伊殿→嘉永3訂1~尾張殿	—	—
Q鈴木弾正 下/F鈴木弾正→嘉永5訂1~尾州殿	鈴木弾正	⑥参照
Q亀井戸村飛地 尾州殿/R尾張殿	—	—
E加藤幸次郎/F加藤幸次郎	(特定不能)	—
E永尾勝之丞/F永尾勝之丞	長尾勝之助	34俵(34俵)・小十人組・定府
E土肥内蔵允/F土肥内蔵允	土肥蔵之丞	200石(200石)・御小納戸・定府
E感応庵/F感応庵	—	—
E尾州殿御抱屋敷/F尾州殿御抱屋敷	—	—

C…近江屋板「四ツ谷千駄ヶ谷内藤新宿辺絵図」(嘉永2年改訂3板), D…尾張屋板「増補改正千駄ヶ谷鯉ヶ橋四ツ谷絵図」(嘉永3年初板), E…近江屋板「大久保戸山高田辺之図」(嘉永4年改訂3板), F…尾張屋板「牛込市谷大久保絵図」(嘉永4年初板), G…近江屋板「番町絵図」(嘉永2年初板), H…尾張屋板「増補改正番町絵図」(嘉永新刻初板), I…近江屋板「永田町絵図」(嘉永2年改訂1板), J…尾張屋板「増補改正麴町永田町外桜田絵図」(嘉永3年改訂1板), K…近江屋板「芝愛宕下西ノ久保辺絵図」(嘉永2年再改初板), L…尾張屋板「増補改正芝口南西久保愛宕下之図」(嘉永3年改訂1板), M…近江屋板「京橋南芝口橋築地鉄炮洲辺絵図」(嘉永6年改訂1板), N…尾張屋板「増補改正築地八丁堀日本橋南之図」(嘉永2年改訂1板), O…近江屋板「日本橋北神田辺之図」(嘉永3年改訂2板), P…尾張屋板「増補改正神田浜町日本橋北之図」(嘉永3年初板), Q…近江屋板「改正深川之内小名木川ヨリ南之方一円」(嘉永3年初板), R…尾張屋板「本所深川絵図」(嘉永5年初板)

No.	屋敷種別	屋敷名称	坪数 (坪・合勺)	獲得方法(獲得年)/備考	「沿革図書」記載
28	拝領屋敷	大久保袋町	3,214.00	相對替(文政4)	尾張殿
29	抱屋敷	大久保村	1,600.00	買得(延享2以前)/大久保西とも,元竹腰家抱屋敷,元大久保御老中屋敷,嘉永3~簾中(慶勝室矩姫)所持	尾張殿簾中御年貢抱屋敷
30	抱屋敷	西大久保村	1,732 余	買得(文政11,天保10)/天保13~貞慎院(斎莊室猶姫)所持,尼僧庵	尾州源懿殿簾中貞慎院殿抱屋敷・抱地
31	抱屋敷	大久保村	3,337 余	買得(文政11,天保10)/嘉永3~簾中(慶勝室矩姫)所持,尼僧庵	尾張殿簾中抱屋敷
32	拝領下屋敷	四谷内藤宿	5,933 余	買得(寛文8以前)・振替拝領(寛政10)	尾張殿下屋敷
33	抱地	大久保村	1,411.03	買得(文政10)/四谷内藤宿下屋敷地続	尾張殿抱地
34	拝借地	四谷山下弥太郎上り地ヤシキ	500 余	借地(天保14)/四谷内藤宿下屋敷地続に付一畝	尾張殿拝借地
35	拝借地	四谷内藤宿能勢大内蔵上ヶ地	50.00	借地(天保14)/四谷内藤宿下屋敷地続に付一畝	尾張殿拝借地
36	拝領屋敷	四谷三光院稻荷脇	400 余	相對替(嘉永4)/四谷内藤宿下屋敷地続	尾張殿
37	拝領中屋敷	麻布飯倉横町	849.00	相對替(天保15)/天徳寺へ貸置	尾張殿
38	拝領屋敷	青山権田原	1,975.00	相對替(文化元)/年寄渡辺半蔵へ貸置	尾張殿
39	拝領蔵屋敷	木挽町築地	28,465.00	拝領(明暦3)	尾張殿
40	拝領屋敷	蛸殻町	967 余	相對替(文政12)	尾張殿
41	拝領下屋敷	深川元加賀町	2,010.00	相對替(天保5)	(範囲外)
42	永預地	深川元加賀町	305.00	預り(天保5)	(範囲外)
43	抱屋敷	亀戸村飛地深川蛤町	831.00	買得(不詳)	(範囲外)
番外	抱屋敷	大久保村	2,572.00	尾張家簾中より買得(天保4)/大久保稲垣とも,一部尼僧庵	渡辺半蔵抱屋敷

※「諸向地面取調書」(国立公文書館内閣文庫所蔵)より作成の拙稿「大名江戸屋敷の機能的秩序—尾張藩を素材として」の表2「尾張藩江戸屋敷一覧」に基づき作成

※18世紀末以降に獲得したものは「屋敷名称」をゴシック体とした

※〈外宅〉に利用されたものは網掛けとした

※「該当者」欄について、「藩士名寄」にそれが見出されない場合は「なし」、姓のみで、または欠本で該当者を特定できない場合は「(特定不能)」とした

※「該当者」の禄高とは、切絵図板行年代当時の足高と家禄の合計で、うち家禄を()内に示した

※本表で使用した切絵図は斎藤直成編『江戸切絵図集成』第二~五卷(中央公論社、1981・82年)収載で、「切絵図記載」欄A~Rの切絵図名は以下のとおり

A…近江屋板「牛込市ヶ谷御門外原町廻絵図」(嘉永2年改訂4板), B…尾張屋板「市ヶ谷牛込絵図」(嘉永4年初板),

おける禄高・役職等を示した〔同〕該当者の切絵図板行年代における禄高(家禄)・役職・勤仕形態)欄。

まずは尾張家に関わる江戸屋敷の、四四筆という数の多さに驚かされる。「諸向地面取調書」によれば尾張家に次ぐのは紀州家の二二筆、つまり二倍にも上るのだが、結論から述べれば、こうした数の多さには〈外宅〉の展開が大きく関わっていた。

そのもようを表1から具体的に明らかにしていく。なお表1のNo.16・20は所在が特定不能、No.3・15は馬建所・火除地で屋敷地でないことから、これらを除いた四〇筆が対象となる。

「切絵図記載」欄にあるとおり、屋敷地の一部または全部が、氏名の記された敷地となっているのは、No.1・2・4・9・11・14・17・19・21・23・27・29・38・41・42・番外の計二五筆である。このうち、No.1・2は切絵図で氏名の記された敷地が用人らの「役屋敷」で、No.38は尾張家方石以上年寄(家老)渡辺半蔵が借地して居屋敷としており、No.41・42は場所柄から、以上の五筆は〈外宅〉ではない。したがって、これらを除く二〇筆(表1の網掛け)が〈外宅〉に用いられていたと考えられる。その数は尾張家に関わる江戸屋敷の、実に約半数を占めたことになる。

そして興味深いのは、この二〇筆を獲得した年限である。表1によれば、少なくともNo.4・9・11・14・17・19・21・28・29の計一六筆(表1中網掛けと屋敷名称ゴシック体の重複)が、一八世紀末以降に獲得されたものと判明する。つまりこの時期に獲得した屋敷地の八割が家臣の〈外宅〉となっていた。

(二) 〈外宅〉居住の家臣たち

こうして獲得された〈外宅〉に居住した家臣について、表1から具体的に検討していく。まず家臣が居住した〈外宅〉は計五区画、うち四二区画の居住者が「藩士名寄」で特定された。したがって以下、この四二名が対象となる。

初めに禄高について、分布は三〇俵〜三二〇〇石と広範囲にわたり、一〇〇俵未満が一〇名(約二四%)、一〇〇〜二〇〇石未満が六名(約一四%)、二〇〇〜三〇〇石未満が一一名(約二六%)、三〇〇〜四〇〇石未満が八名(約一九%)、四〇〇〜五〇〇石未満が五名(各約一二%)、五百石以上が二名(約五%)²¹⁾で、比較的高禄の者が多い印象である。

次に役職については、御医師と御用人が各七名(各約一七%)、次いで御先手物頭四名(約一〇%)、中奥御小性・御馬廻組が各三名(各約七%)、御書院番・御納戸・御城附が二名ずつ(各約五%)、御広敷御玄関詰・御目付・御右筆組頭・御普請・留書頭・御馬預・長囲炉裏御番・新御番・広敷番之頭・寄合・小十人組・御小納戸が各一名となっている。医師のほか、御用人や御城附、御目付、諸役の頭格といった重い役に就く者が少なくない。勤仕形態は、定府が三七名(約八八%)、定詰が五名(約一二%)である。つまりほぼ定府が占めるが、述べておかねばならないのは、当時の尾張家の定詰は大名家一般のそれとは異なり、命じられると家族を伴って江戸に引越し、任期は一〇年ほど、更新されて数一〇年に及ぶこともあり、勤めを終えると一家で帰国する、というものであった²²⁾。つまり定詰も、江戸で長らく家族と居住しつつ勤仕する形態であり、定府とほぼ変りなかった

のである。

以上から、〈外宅〉居住の家臣たちについて、禄高・役職には確とした傾向は見出せないが、江戸に家族とともに常住して勤仕する者であったことは指摘される。

(三) 「外宅」と〈外宅〉

さて、御小納戸頭取の木部茂十郎は、自らの「外宅」に関して左の願書を提出した。

【史料5】「江戸御小納戸日記」文政元年（一八一八）五月二四日条

一、左之願書、御側御用人瀧川権十郎へ差出候、

私儀、公義御鉄炮玉薬同心給地大久保村之内六百廿七合之地
面、抱屋敷・家作共先年讓請住居仕罷在候、然処建家新規造継、或
者住居向根継并修復等之節、屋敷改江願書差出申候事ニ付、右屋敷江
名主差添家来差出願書差出、追而場所為見分月番屋敷改相越申候、
其後願濟之儀右役今申渡候付、又候名主差添家来差出申候、付而者
右願濟迄之取扱方等公辺江拘候儀ニ付、一季抱之家来共ニ而ハ万端
行届兼候儀も有之、甚難渋仕候、（中略）右ニ付何卒恐多儀ニハ御座
候得共、戸山御屋敷外御抱地夫々拝借被仰付住居仕罷在候輩、屋敷
内家作補理并家根葺替等之儀勝手次第取計申候由、万事戸山御屋敷
奉行取扱候由ニ付、右之御振合を以、私抱屋敷之儀も可相成御儀ニ
御座候ハ、御抱地ニ被成下、拝借被仰付被下置候様仕度奉願候、以
上、

五月 御小納戸頭取 木部茂十郎

尾張徳川家江戸屋敷と家臣〈外宅〉

出願者である木部は、大久保村の内に六二一坪七合の抱屋敷を家作共で購入し住居していた。しかし建物の改変や修復の折には、まず屋敷改宅へ大久保村名主付添で家来が赴き願書を提出し、その後月番の屋敷改が実地見分を行い、願濟が申し渡される際にはまた名主付添で家来が屋敷改宅へ赴くという手続きが必要で、中略部分には強風雨等で屋根が破損しても早速の葺替もならず難渋している旨が記されている。

つまり木部は「外宅」していたのだが、抱屋敷は元来百姓地であったため、その変更には逐一、こうした煩雑な手続きが必要なことに苦慮していたのである。

そこで木部は尾張家に傍線部のように願った。すなわち、戸山屋敷外抱地を個々拝借し住居する者〃〈外宅〉家臣は家作の変更が随意で、万事は戸山御屋敷奉行の担当といい、これと同様の対応で私の抱屋敷も抱地にしていた上で拝借したい、というのである。つまり、「外宅」の〈外宅〉への転換であった。

【史料5】からはまず、改めて〈外宅〉の家作が居住者の自弁であったことが判明するが、何より興味深いのは「外宅」を〈外宅〉としようとした発想である。木部の願いは表1にそれらしき屋敷地がないので実現しなかったようだが、一八世紀末以降に獲得した屋敷地には、こうした家臣の願によって「外宅」を尾張家が獲得して、〈外宅〉となったものがあつた可能性が考えられる。

おわりに

尾張家の江戸における家臣の居住形態のひとつ、〈外宅〉について検討

してきた。

〈外宅〉とは、尾張家臣の居住形態のひとつで、主家である尾張家が所持する屋敷地の一区画を家臣が借地して、自ら家作を設けて居住するあり方で、区画個々が外部へ表門を開いて建ち並ぶ様相だったとみられる。

〈外宅〉に用いられた屋敷地は、幕末には尾張家に関わる江戸屋敷の半数近くに上り、その八割が一八世紀末以降に獲得されたものであった。〈外宅〉に居住した家臣は江戸に家族を伴って恒常的に勤仕する者たちであった。

また〈外宅〉用地の確保が進んだ一因には、家臣からの働きかけがあった可能性も見出された。

さて、筆者はかつて尾張家が一八世紀末以降、市谷屋敷廻りの屋敷地を積極的に獲得した事実を明らかにし、その背景には寛政期末以降（一七九九～）、一代將軍徳川家斉の子女、淑姫・斉温・斉荘の尾張家入りによる定府・定詰の増加があったと指摘した。⁽²³⁾そして今回、〈外宅〉に用いられた屋敷地の多くが一八世紀末以降に獲得されたものだったと明らかとなった。

つまり一八世紀末以降の尾張家による屋敷地獲得は、定府・定詰の〈外宅〉用地確保を目的としたものだったと理解される。それは右のような將軍家に纏わる背景に基づき、幕府からの多大な優遇を受けて進行し、⁽²⁴⁾尾張家の家臣〈外宅〉は大きく展開した。そしてこの結果が、幕末の尾張家に関わる江戸屋敷の筆数突出という形になって表れたのであった。

註

(1) 拙稿「江戸時代の若松町遺跡―文献・絵図史料にみる土地利用」(『新宿区若松町遺跡Ⅲ―東京都赤十字血液センター建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告

書―、東京都赤十字血液センター・共和開発株式会社、二〇一四年、所収)。

(2) 日本国語大辞典刊行会編、小学館発行、第一版(一九七二年)による。

(3) 堀内信編『南紀徳川史』第四、南紀徳川史料行会、一九三二年。

(4) 斎藤直成編『江戸切絵図集成第五巻 近江屋板下』(中央公論社、一九八二年)、八―一三頁。

(5) 『川路聖謨文書』第八、日本史籍協会、一九三四年。

(6) 国立公文書館内閣文庫所蔵。本稿では『内閣文庫所蔵史籍叢刊 諸向地面取調書』(一)～(三)、(汲古書院、一九八二年)を使用した。

(7) 徳川林政史研究所所蔵。以下の記述は寛政一年(一七九九)九月二四日、一〇月六・一六・二二日、文政元年(一八一八)五月二四日、同五年(一八三〇)九月二五日、同一一年(一八二八)七月七・二五日、天保二年(一八四一)三月二七日の各条による。

(8) 徳川美術館所蔵。「戸山御邸見聞記」は明治元年(一八六八)秋、平野自らが生まれ育った尾張家戸山屋敷について「御邸内」・「御庭内」・「模寄」にわけて記録したものである。

(9) 東京都公文書館所蔵。本稿は「地図で見ると新宿区の移り変わり 牛込編」(新宿区教育委員会、一九八二年)を用いた。

(10) 『同右』収載。

(11) 人物検索には名古屋市博物館編・発行『名古屋城下お調べ帳』(二〇一三年)の「尾張便利帳」のうち「藩士大全」を利用し、「藩士名寄」全四五冊(徳川林政史研究所所蔵)に当たった。「藩士名寄」はいろは順の記載で、徳川林政史研究所ホームページ「史料公開」の「藩士名寄」解説によると「か上」「た上」の冊は欠本という。また元来ないのかは不詳だが「ふ」の冊も見当たらない。

(12) 同右。

(13) 『東京市史稿 変災編』第五、八一七頁。

(14) 尾張家より家臣への貸与に当たっては地代が発生した可能性がある。尾張家は所持屋敷内に生じた明地を御小納戸方が受け取って「御側御年貢地」とし、家臣に畑地として貸与して年貢金を徴収した事実があり、じゅうぶん想定されることだが、〈外宅〉の地代の有無の確認については今後の課題としたい。

(15) 本表は拙稿「大名江戸屋敷の機能的秩序―尾張藩を素材として―」（徳川林政史研究所『研究紀要』第四十八号、二〇一四年）の表2「尾張藩江戸屋敷一覽」に大幅に加除筆して作成したものである。

(16) No.番外とした大久保村屋敷は、「諸向地面取調書」では尾張家万石以上年寄渡辺半蔵の抱屋敷となっているが、これは天保四年（一八三三）に尾張家から渡辺家へ譲渡された抱屋敷であった。ただしそれに相当する屋敷地は、切絵図では未だ「尾州殿御抱屋敷」・「感心庵」（尾張家創設の尼僧庵）とあり、実態は尾張家が利用していたことが明らかとなる。さらにその一部が短冊状に区画されて、各々に氏名が記された敷地となっていた。

(17) いずれも東京都公文書館所蔵。本稿では「御府内往還其外沿革図書」については『江戸城下変遷絵図集 御府内沿革図書』第四・五・六・八・十一・十二巻（原書房、一九八五～一九八八年）、「御府内場末往還其外沿革図書」については前掲註（9）『地図で見る新宿区の移り変わり 牛込編』及び『同 四谷編』・『同 淀橋・大久保編』（新宿区教育委員会、一九八三・一九八四年）に拠った。

(18) 「市谷御屋敷之図」（名古屋市蓬左文庫所蔵）、「市谷御殿絵図」（徳川林政史研究所所蔵）による。

(19) 拙稿「尾張徳川家年寄渡辺半蔵家の江戸屋敷（新宿区四谷一丁目遺跡―東京都計画四谷駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う調査―）第三分冊、東京都埋蔵文化財センター、二〇二〇年、所収）参照。

(20) 加えてNo.④・⑫「切絵図記載」の「鈴木弾正」は、No.⑥市谷加賀屋敷に（外宅）していた。またNo.④について、「江戸御小納戸日記」天保九年（一八三八）七月一日条の「蛸壳（殻）町御屋敷御立寄深川丹後守殿屋敷御廻之節取扱一件」によれば、藩主斉温が深川元加賀町の鈴木丹後守屋敷を訪れて、庭園を回遊し泉水で釣をし網打ちを見て過した。この屋敷は天保五年（一八三四）に尾張家が相對替で獲得したのだが（表1 No.④参照）、右のように家臣鈴木木家の所持、つまり切絵図の記載通りで、海浜の別荘だったもようである。

(21) 一俵＝一石と換算。

(22) 「江戸御小納戸日記」による。なお大名家一般でいう定詰に相当する、つまり江戸に単身赴任するものを尾張家では「近年詰」と呼び、任期は二～三年平均であった。

(23) 前掲註（15）拙稿、九四～九五頁。

(24) 同右、八九～九二頁。

